職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官 (男性)	5名程度

- (注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がない場合がある。
- 3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成22年3月31日までに卒業する見込みのもの。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、論文試験

(2) 試験期日

平成21年9月20日(日)

(3) 試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271 米子コンベンションセンター会議室 米子市末広町294

- 7 第2次試験
 - (1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検	査	項	目	基
身			長	おおむね160センチメートル以上であること。
体			重	おおむね47キログラム以上であること。
胸			用	おおむね78センチメートル以上であること。
視			力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。
色			覚	正常であること。
聴			力	正常であること。
一角	设内和	4系核	查	正常であること。
四唐	支の追	運動機	敗能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成21年10月26日(月)及び同月27日(火)

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5 鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

- 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法
 - (1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験(多肢選択式)には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験の結果により決定する。

- 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表
 - (1) 第1次試験合格者

平成21年10月2日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成21年11月20日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

- 10 採用の方法
 - (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。
 - (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。 なお、採用は、原則として平成22年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所 県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名 古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ (とりネット) の電子申請の受付サービス (http://www.shi nsei.pref.tottori.lg.jp/) を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成21年8月7日(金)から同月24日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成21年8月24日(月)までの消印又は信書便の役務のうち 消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年8月7日(金)午前0時から同月24日(月)午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話 (代表) 0857-23-0110) に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。